

国公立大学図書館協力委員会平成30年度活動報告

I 委員会構成及び活動記録等

I-1 委員長館

平成29年8月1日～平成30年7月31日 横浜市立大学

平成30年8月1日～令和元年7月31日 早稲田大学

I-2 委員館 (*常任幹事館)

国立大学 *東京大学、*筑波大学、京都大学、名古屋大学

公立大学 *横浜市立大学、*大阪府立大学(～平成30年7月)、

*名古屋市立大学(平成30年8月～)、首都大学東京

私立大学 *早稲田大学、*慶應義塾大学、名城大学、東海大学、
大阪工業大学、東洋大学

I-3 会議

1 本会議

1) 第84回国公立大学図書館協力委員会

期 日 平成30年7月20日(金)

会 場 大阪府立大学 I-site なんば

2) 第85回国公立大学図書館協力委員会

期 日 平成30年12月3日(月)

会 場 早稲田大学 大隈会館

2 常任幹事会関係

1) 平成29年度第3回常任幹事会担当者打ち合わせ

期 日 平成30年6月25日(月)

会 場 横浜市立大学金沢八景キャンパス

2) 平成29年度第2回常任幹事会

期 日 平成30年7月20日(金)

会 場 大阪府立大学 I-site なんば

3) 平成30(2018)年度第1回常任幹事会担当者打ち合わせ

期 日 平成30年11月5日(月)

会 場 早稲田大学中央図書館

4) 平成30(2018)年度第1回常任幹事会

期 日 平成30年12月3日(月)

会 場 早稲田大学中央図書館

5) 平成30(2018)年度第2回常任幹事館担当者打ち合わせ

期 日 平成 31 年 3 月 8 日 (金)

会 場 早稲田大学中央図書館

3 大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議

1) 第 16 回大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議

日 時 平成 30 年 7 月 9 日 (月)

場 所 国立情報学研究所

2) 第 17 回大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議

日 時 平成 31 年 2 月 15 日 (金)

場 所 国立情報学研究所

4 国立国会図書館関係

1) 平成 30 年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会

期 日 平成 30 年 12 月 3 日 (月)

会 場 国立国会図書館東京本館

テーマ報告「今後の図書館間の連携協力の在り方」

① 「国立国会図書館と大学図書館の今後の連携協力の可能性」

(趣旨説明) 大島薫氏 (国立国会図書館総務部司書監)

(報告) 本吉理彦氏 (国立国会図書館総務部関西館長)

小寺正一氏 (国立国会図書館電子情報部長)

② 「予算削減下の図書館協力の在り方」

深澤良彰氏 (早稲田大学図書館長)

I-4 事業

1 大学図書館シンポジウム

テーマ アジアトップ大学の図書館戦略

期 日 平成 30 年 11 月 1 日 (木) 13:00-17:00

会 場 パシフィコ横浜 (第 20 回図書館総合展会場)

備 考 日本図書館協会大学図書館部会と共催

2 図書館総合展フォーラム開催

テーマ 平成 30 年著作権法改正と大学図書館：教育 ICT 化との付き合い方

期 日 平成 30 年 11 月 1 日 (木) 10:00-11:30

会 場 パシフィコ横浜 (第 20 回図書館総合展会場)

主 催 国公立大学図書館協力委員会著作権検討委員会

3 出版

大学図書館研究 (オープンアクセス)

No.109 (平成 30 年 8 月 31 日)

No.110 (平成 30 年 11 月 30 日)

No.111 (平成 31 年 3 月 31 日)

II 主要事項

II-1 著作権検討委員会の活動

- ・ 平成 30 年 5 月の著作権法改正のうち「教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備」により、権利制限が増える代わりに、補償金の支払い義務が大学に発生する見込みとなっている。権利者側と、様々な教育機関との協議が必要となるが、長年の協議の経緯から国公立大学図書館協力委員会に問い合わせがあり、定期的な懇談をもつこととなった。
- ・ 著作権法の改正のうち「アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等」に伴い、今後は国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の供託が不要となる。各国公立大学法人（各国立大学法人、大学共同利用機関法人、各公立大学法人、および私立学校法第 3 条の学校法人で大学を有する法人）もその対象とするよう、平成 30 年 6 月 25 日付けで文化庁に対して要望書を提出した。これについて、同年 11 月 17 日に文化庁が開示したパブリックコメント募集の添付資料において「政令で定める法人」に「私立大学を設置する学校法人」が含まれていなかったため、同年 11 月 30 日付けで再検討を依頼するコメントを送付した。
- ・ TPP11 発効に伴う著作権保護期間の延長について、平成 30 年 12 月 10 日付けで加盟各協（議）会に通知文を送付した。

II-2 消費税軽減税率適用運動への参加

令和元年 10 月に 10%への引き上げが予定されている消費税について、軽減税率を求める声明文（「書籍・雑誌等の学術情報資料に対する消費税軽減税率の適用を要望します」）を委員長名で作成し、平成 30 年 12 月 13 日付けで内閣府、財務省、総務省、自由民主党税制調査会、公明党税制調査会へ送付した。

II-3 国公立大学図書館協力委員会連絡体制及び情報共有方法の変更について

国公立大学図書館協力委員会において `julib` ドメインでのメーリングリストとファイル共有システムを構築することとなった。